

一般社団法人日本登山医学会 山岳医認定更新に関する規則

(目的・名称)

第1条

1. 日本登山医学会は日本登山医学会認定山岳医（以下、山岳医）の水準保持と社会貢献のため、次の方により認定更新制を施行する。
2. 認定山岳医委員会に、小委員会である認定更新委員会を置く。認定更新委員会は、山岳医資格更新の実務と審査を行う。
3. 上記小委員会の委員長及び委員の選出は、認定山岳医委員会が推薦し、代表理事が委嘱する。

(認定更新)

第2条

1. 山岳医は、認定を受けた年から5年を経たとき、認定更新の認定を受けなければ、引き続き山岳医を称することができない。
2. 認定更新は、本学会会告およびホームページに申請に関する事項を公示し、認定更新委員会が審査する。この公告には、認定更新申請に必要な提出書類や申請期日を記載する。
3. 認定更新は、毎年1回行う。
4. 認定更新委員会は、山岳医認定更新の申請書類を審査し、本会は、基準を満たしたと認められる者に対して、理事会の議を経て山岳医資格の更新を認め、翌年度4月1日付の山岳医認定書を再交付する。認定更新期間は、再交付を受けた翌年度から5年間（4月1日～翌年3月31日を1年とする）とする。更新申請年度の3月31日までは、山岳医を称することができる。
5. 認定更新に必要な研修単位取得の対象となる項目については下記のとおり条件を定める。単位加算の申請があった場合には条件との整合性を考慮の上、認定更新委員会にて審議する。
 - 1) 自己啓発や学習、社会活動などに対して付与される性質のものであること
 - 2) 研修の機会は全ての山岳医に対して公平であること
 - 3) 業務の報酬として与えられるものでないこと

6. 認定更新に必要な研修単位取得の対象とその単位数は、別に定める表より計算する。記載のないものについては、委員会にて審議する。この表は認定更新委員会にて必要に応じて更新する。

7. 指定された単位の取得期間は、認定証の交付日から原則5年間とする。

(更新資格)

第3条

1. 山岳医資格を更新するものは、次の各項の条件をすべて満たすことを要する。

- (1) 別に定める必修単位を含む、所定の単位を取得すること
- (2) 当該年度の会費を完納していること

2. 更新申請料は10,000円とする。

(認定更新制度発足以前に初回認定を受けた者への措置)

第4条

認定更新制度制定以前の合格者の更新認定は、初回認定交付日にさかのぼって取得した単位を申請することができる。2011年度の取得者の初回更新は2016年度、2012年度の取得者の初回更新は2017年度とする。初回認定から更新申請まで5年より経過するが、次回更新認定申請年度末まで山岳医を称することができる。

(国際山岳医資格保留)

第5条

1. 国際山岳医が、資格更新審査で国際認定基準を満たさないが国内認定基準を満たした場合、国際山岳医を称することはできないが、国内山岳医を称することができる。

2. 国際山岳医が、資格更新審査で国際認定基準を満たさない場合、5年以内に以下のいずれかの要件で認定更新の申請をすることができる。

(1) 過去5年以内の取得単位が所定の単位を満たした場合

(2) 所定の1. 学術20点、2. 社会活動20点を取得し、かつ立山クラスタ及び八ヶ岳クラスタに合格した場合

(国内山岳医資格保留)

第6条

1. 国内山岳医が、資格更新審査で国内認定基準を満たさない場合、国内山岳医を称することはできない。

2. 国内山岳医が、資格更新審査で国内認定基準を満たさない場合、5年以内に以下のいずれかの要件で認定更新の申請をすることができる。

(1) 過去5年以内の取得単位が所定の単位を満たした場合

(2) 所定の基準の1. 学術20点、2. 社会活動20点を取得し、かつ立山クラスタに合格した場合

(特別措置)

第7条

1. 認定更新の申請期日までに、疾病など特殊な事情により認定更新が困難である場合には証明書を添付の上、特別措置として、翌年度の更新審査を認定更新委員会へ申し出ることができる。

1) 特別措置期間は認定期間終了後の1年間とする。

2) 特別措置期間の単位は更新後の認定期間、単位には加算されない。

3) 特別措置期間中は山岳医を称することはできない。

2. 認定更新の申請期日までに、産休により認定更新が困難である場合には証明書を添付の上、産休による特別措置として、翌年度の更新審査を認定更新委員会へ申し出ることができる。

1) 産休による特別措置期間は認定期間終了後の1年間とする。

2) 産休による特別措置期間の単位は更新後の認定期間、認定単位には加算されない。

3) 産休による特別措置期間中は山岳医を称することができる。

3. 海外留学をする場合で、5年以内に認定更新が困難である場合には、所定の留学証明を提出する。5年間に留学期間を加えた期間内に、所定の単位を取得する。

(資格喪失)

第8条

山岳医は、次の事由によりその資格を喪失する。

(1) 山岳医としての資格を辞退したとき

(2) 会員としての資格を喪失したとき

(3) 認定更新を受けないとき

(4) 資格保留者が、保留から5年以内に再認定を受けないとき

(5) 特別措置を受けた者が、措置期間終了から5年以内に再認定を受けないとき

(資格停止・取消)

第9条 代表理事は、認定山岳医としてふさわしくない行為のあったものに対して、委員会、理事会の議を経て、山岳医の認定を期限付きで停止または取り消すことができる。

(改 廃)

第10条

1. この規則の改廃は、理事会の承認を受けなければならない。
2. この規則の実施に関して、委員会及び理事会において決定された事項は、会告及びホームページに公示、及びメールにて会員に通知する。

(施 行)

第11条 この規則は、2013年2月4日から実施する。